



愛知の「働き方改革」取組事例
名工建設株式会社



所在地：愛知県名古屋市中村区
業種：建設業
社員数：男性897名 女性59名（H27.12月現在）

取組の目的

多くの方に働きにくい職場とされている建設業ですが、当社では会社全体で現状を把握し、労使一体となって働き方を考えることで、職場環境の整備や労働条件の改善を図り、ゆとりと豊かさを実感できるワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、一層の推進に取り組んでいます

取組の概要

○ 所定外労働時間削減の取組

- ・毎週水曜日をノー残業推進日としている。会社だけではなく、職員組合からも社員に対して声掛けを行う等、会社と職員組合が協同でノー残業デーの推進を図っている。
- ・各現場を単位とし、所定休日の土曜日のうち、毎月第2土曜日を作業所の閉所日とすることで、労働時間の短縮を図っている。作業の都合上、第2土曜日に閉所することが不可能な場合には、他の日に閉所することで対応している。

○ 年次有給休暇取得促進の取組

- ・充実した年次有給休暇制度とするために、入社初年度から20日付与している。
- ・ゴールデンウィーク・夏季・年末年始の時期に計画付与を行うことで、長期の連続休暇を取得できるようにしている。
- ・2年で時効消滅する年次有給休暇については、傷病や介護目的で利用するために10日を限度として積み立てることができる（積立有給休暇）。

○ その他の休暇制度

（1）現場異動時休暇制度（有給）

各現場を単位として、一つの現場作業が終了した後、次の現場作業が始まるまでの間に、1年につき1回、3日間の連続休暇を取得することができる。この制度は、異動が発生しない常設作業所においても利用できるため、次年度の工事開始までの期間等を使うことで休暇を取得するよう促進している。

取組の概要

(2) リフレッシュ休暇制度（有給）

10年の永年勤続者は3日間の連続休暇、20・30・40年の永年勤続者はそれぞれ5日間の連続休暇を取得することができる。

○ 作業所巡回による勤務時間管理の適正化

管理本部が主体となり、毎年1月～2月に全国18～20か所の作業所を巡回している。独自の「長時間労働の改善指導チェック票」を使用して、各作業所の労務管理をチェック・評価し、改善すべき点があれば個別に指導することで、勤務時間管理の適正化を図っている。

現状とこれまでの取組の効果

- 平成26年度の第2土曜日の作業所閉所率は68.9%だったところ、平成27年度は73.7%となっており、着実に閉所率が上昇している。
- 閉所率の上昇やノー残業デーの推進等により、1か月あたりの時間外平均労働時間数が、平成26年度に比べておよそ1時間減少している。